

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第85号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p><u>(14)</u> [略]</p> <p><u>(15)</u> [略]</p> <p><u>(16)</u> [略]</p> <p><u>(17)</u> [略]</p> <p><u>(18)</u> [略]</p> <p><u>(19)</u> [略]</p> <p><u>(20)</u> [略]</p> <p><u>(21)</u> [略]</p> <p><u>(22)</u> [略]</p> <p><u>(23)</u> [略]</p> <p><u>(24)</u> [略]</p> <p><u>(25)</u> [略]</p> <p><u>(26)</u> [略]</p> <p><u>(27)</u> [略]</p> <p><u>(28)</u> [略]</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13) 危険鳥獣捕獲等手当</u></p> <p><u>(14)</u> [略]</p> <p><u>(15)</u> [略]</p> <p><u>(16)</u> [略]</p> <p><u>(17)</u> [略]</p> <p><u>(18)</u> [略]</p> <p><u>(19)</u> [略]</p> <p><u>(20)</u> [略]</p> <p><u>(21)</u> [略]</p> <p><u>(22)</u> [略]</p> <p><u>(23)</u> [略]</p> <p><u>(24)</u> [略]</p> <p><u>(25)</u> [略]</p> <p><u>(26)</u> [略]</p> <p><u>(27)</u> [略]</p> <p><u>(28)</u> [略]</p> <p><u>(29)</u> [略]</p>

- (29) [略]
- (30) [略]
- (31) [略]
- (32) [略]
- (33) [略]
- (34) [略]
- (35) [略]
- (36) [略]
- (37) [略]
- (38) [略]

第9条から第9条の4まで 削除

(刑事作業手当)

第10条の2 刑事作業手当は、警察職員が、次に掲げる作業に従事したときに、支給する。

(1)～(16) [略]

2 [略]

- (30) [略]
- (31) [略]
- (32) [略]
- (33) [略]
- (34) [略]
- (35) [略]
- (36) [略]
- (37) [略]
- (38) [略]
- (39) [略]

(危険鳥獣捕獲等手当)

第9条 危険鳥獣捕獲等手当は、職員が、危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣をいう。以下同じ。）の捕獲等をするための作業その他の作業で人事委員会の定めるものに従事したときに、支給する。

2 前項の手当の額は、作業1日又は1回につき5,000円の範囲内で人事委員会の定める額とする。

第9条の2から第9条の4まで 削除

(刑事作業手当)

第10条の2 刑事作業手当は、警察職員が、次に掲げる作業に従事したときに、支給する。

(1)～(16) [略]

(17) 危険鳥獣の捕獲等をするための作業その他の作業で人事委員会の定めるもの

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和7年11月13日から適用する。
- 2 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和7年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

表2の項の改正部分中

「

(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)
第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
(1)～(28) [略]	(1)～(28) [略]
<u>(29) 多学年学級担当手当</u>	
<u>(30)</u> [略]	<u>(29)</u> [略]
<u>(31)</u> [略]	<u>(30)</u> [略]
<u>(32)</u> [略]	<u>(31)</u> [略]
<u>(33)</u> [略]	<u>(32)</u> [略]
<u>(34)</u> [略]	<u>(33)</u> [略]
<u>(35)</u> [略]	<u>(34)</u> [略]
<u>(36)</u> [略]	<u>(35)</u> [略]
<u>(37)</u> [略]	<u>(36)</u> [略]
<u>(38)</u> [略]	<u>(37)</u> [略]

」

を

「

(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)
第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
(1)～(29) [略]	(1)～(29) [略]
<u>(30) 多学年学級担当手当</u>	
<u>(31)</u> [略]	<u>(30)</u> [略]
<u>(32)</u> [略]	<u>(31)</u> [略]
<u>(33)</u> [略]	<u>(32)</u> [略]

(34) [略]

(35) [略]

(36) [略]

(37) [略]

(38) [略]

(39) [略]

(33) [略]

(34) [略]

(35) [略]

(36) [略]

(37) [略]

(38) [略]

に改める。

」